

〈書 評〉

オノラ・オニール著

『理性の構成——カント実践哲学の探求』

(加藤泰史監訳、法政大学出版局、2020年)

高田 純

[カント倫理学研究の深化と現代化の試み]

本書は、カント倫理学の根本に向き合う重厚なアカデミックな研究であるとともに、現代の諸問題の解決のためにカント倫理学の活用を旨とする創造的な研究であり、英米圏のカント研究書のなかでも、優先的に紹介、翻訳されるに値する。

本書には著者の長年のカント研究の蓄積が見て取れる。著者はハーバード大学でロールズの指導のもとにカント倫理学研究を深め、1968年これを博士論文にまとめた。彼女はイギリス哲学会の初代会長、イギリス学士院の会長などを歴任し、応用倫理(生命倫理、正義、平等、人権などの研究)の分野でも第一人者として活動しており、イギリス哲学界の重鎮の一人となっている。著者のカント倫理学研究はロールズによるカント理解によって刺激されながらも、これにたいする批判を含み、ロールズ門下の他のカント研究者とは一線を画している。著者は、ロールズが経験論の立場から理性を欲求の合理的選択の手段と見なしており、彼による自律と定言命法の手続き解釈は不徹底であると批判する。

評者もカント倫理学のアクチュアル化を課題にしており、本書に示された幅広い考察に多くの点で興味を引かれたが、今回は、カント倫理学の基本に関係するテーマとして格率の普遍化、実践的な推論、目的の国に焦点をしばって、コメントしたい。

[格率の普遍化の意味]

著者によれば、「普遍的法則となりうるような格率に基づいて行為せよ」という定言命法は、格率が道徳的に許容可能かどうかをテストするためのものであり(164頁)、許容不可能な格率を除外するという消極的な役割を果たす(訳書、167頁)。この定言命法は具体的な道徳的行為に向かうための基礎をなすが、それが実際の行為と接続するためには、実践的推論を必要とする(59頁、76頁、265頁以降)。ここにこの命法の基本的な意味とともにその制約がある。

また、著者は格率の性格について詳細な分析を行ない、つぎのようにいう。格率は個別的な意図のように具体的な内容はもたず、その根本にあるもの(基本的意図)である(165頁以降)。また、格率は規則のように行為を具体的に命令、あるいは禁止するのではない(301頁)。規則は、適用される行為の具体的な状況を考慮した一定の内容を含むが、格率はこのような内容を含まない(313頁)。規則が行為の事例(ケース)に適用されるのは、事例が確定されているばあいであるが、実際の生活においてはこの事例は不確定である(312頁)。普遍化可能な格率は未確定な事情においても妥当する「行為の指針」である(301頁)。

評者の理解では、格率は普遍的法則のようにまったく形式的なものではなく(著者は普遍的法則の性格について言及していない)、個別的な意図との比較では基本的、普遍的であるが、一定の内容を伴う。普遍化可能な格率についても同様であろう。また、規則についていえば、たしかに

義務の内容を指示するのは特殊的規則であろう。ただし、カント自身においては道徳的規則の位置づけは明確ではなく、多くのばあいに規則は実用的なものとなされる。

ところで、『基礎づけ』における基本的な定言命法は厳密には、「普遍的法則となることを意欲できる格率に基づいて行為せよ」というものである。ここで「意欲可能」という制限が付加されていることについて著者はつぎのようにいう。たんなる普遍化可能は、「考えられうる」こと、概念上の無矛盾性を意味するのに対して、格率の普遍化が「意欲されうる」ことは、実践上の無矛盾性を意味する。具体的には、たんなる普遍化可能な格率は完全義務に関係し、格率の普遍化の意欲は不完全義務に関係する(186頁以降, 192頁以降)。他人にたいする不完全義務のなかで基本的なものは他人の幸福の援助である。ルールズは正義や権利を重視するが、著者は、社会福祉も現代において重要な問題であると見なし、その倫理的基礎づけをカントに求める。福祉と権利の関係については本書の第10、12章、『正義の境界』(2000年、邦訳、2016年)で論じられている。

[格率の普遍化から実践的推論へ]

著者は定言命法の形式性の意義をつぎの点にも見出す。さまざまな行為者が多様な状況においてそれぞれの格率に基づいて行為するという複数性を考慮するためには、まずこれらの経験的要素を捨象することが必要となる(92頁)。格率の普遍可能性は行為の多様な内容にたいして開かれたものであり、特定の行為の型を指示する危険性を回避することができる。それは寛容にもつながる(同頁)。

著者は、普遍化可能な格率に基づく行為が経験的世界において実現されることにも留意し、カントもこのことを考慮していると見なす。普遍化可能な格率に基づく行為が具体的状況においていかに実現されるかを見通すためには、「実践的推論」が必要になる。実践的推論はアリストテレスによって主張されたが、著者が構想するものはこれとは異なる(297頁)。著者がとくに問題視するのは、「特殊的な状況に規則や原理を適用するためのアルゴリズム」(推論の規則)である(449頁)。規則(大前提)を状況(小前提)に適用し、なすべき行為を推理するためには、状況が確定されていなければならないが(312頁)、現実には状況は不確定であるから、このような推理は成立できない(355頁)。このような不確定な状況において、なすべき行為を推理するためには、別の方法が必要になる。

この点で著者が注目するのは反省的判断力である。『判断力批判』では、「規定的判断力」が普遍的なもの(原理、規則)を特殊的なもの(事例)へ適用するのに対して、「反省的判断力」は特殊的なもののために普遍的なものを「見出す」といわれ、反省的判断力は、「他者の立場で考える」、「自分の判断を全体的な人間理性と照らし合わせる」という仕方で機能するといわれる(77頁, 360頁, 354頁)。著者によれば、行為の状況の不確定性によって制約され、規則も未確定であるので、実践的推論は反省的判断力を必要とする(77頁, 317頁)。私見では、道徳的規則は事例へ一方的に適用されるのではなく、事例のなかで見出され、発見されるのであり、そのために、「他者の立場に立つ」こと(スミスの影響も考えられうる)が必要となる。この点で著者の見解は示唆に富む。ただし、カント自身は反省的判断力をおもに趣味判断におけるものと見なしている。

[目的の国と自律]

著者は、『基礎づけ』で示される定言命法の三つの方式(普遍的法則の方式、目的自体の方式、

目的の国の方式)の相互関係を綿密に検討している。目的自体の方式にかんしては、カントは、「自分と他人の人格における人間性を目的自体として扱え」と主張しており、人間性の尊厳の尊重を重視するが、本書では尊厳にはほとんど言及していない。人間性についてはつぎのようにいわれる。人間とは別種の理性的存在(宇宙人など)も存在するので、人間が理性的存在の「例」に挙げられるのであり、また、人間が影響を与える存在者は他の人間に限定されるので、人間性について語られる(279頁)。私見では、たしかに人間性は理性を中核とするが、感性によって制約された理性的存在としての人間の基本特徴を示す。人間の経験的要素を考慮しなければ、つぎに著者が重視する他人の幸福の配慮の位置を適切に説明できないであろう。

カントは、人格における人間性の尊厳を他人にだけでなく、自分にも認めるが、著者は、他人を目的自体として扱うことに焦点をしぼる。著者によれば、他人を目的自体として扱うことは、まず、他人による格率の採用を尊重することを主柱とする。行為者から見れば、他者の格率の尊重は、自分の格率を他人の格率と一致させることを意味する(273頁以降)。このことは格率の普遍化と同様の意味をもつとされる(280頁)。このような解釈は著者に独自のものである。カント自身が語っているのは自他の人格を「善意の主体」として扱うこと、普遍的立法の主体として扱うことであり、このことは他者による格率の任意の採用の尊重を意味しない。

他者を目的自体として扱うことの第二の支柱は他人の目的の追求の配慮である。このことは他人の目的(幸福)を自分の目的とすることであり、具体的には他人の幸福の促進、援助を意味する(277頁以降)。カント自身も「諸目的の主体」の尊重について語り、それを、他人にとっての目的としての幸福の促進と見なしている。著者は正義の実現だけでなく、福祉の社会的実現をも重視し、このような文脈で目的自体の方式を捉え直す。

目的の国の方式については、カントによれば、普遍的法則の方式は格率の形式を示し、目的自体の方式は格率の実質を示すが、両者を総合するのが目的の国の方式である。著者は、目的の国の方式は他の二つの方式の結合を、宗教的、政治的共同体とのアナロジーで、「視覚的な比喩」として表現したものであると解釈する(284頁)。しかし、このような解釈においては目的の国のつぎのような重要な特徴が看過されているように思われる。目的の国は立法的成員としての人格の相互結合であり、そこではそれぞれの人格が「共同的法則」を自己立法するという点に特徴をもつが(281頁)、このことは自律についての後続の説明につながっていく。また、道徳的共同体としての目的の国と共和制国家とのあいだ、宗教的共同体とあいだには類似性ともにつぎのような相違があるが、この相違に著者は言及していない。目的の国においては人格は共同的法則を立法するが、この立法が他の人格と同時に共同的に行なわれるかどうかを確認することはできない。また、『宗教論』で示される倫理的共同体においては立法者は神であり、人格の自律は後退させられる。